HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	植民地朝鮮における「娯楽問題」に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	金, 榮美
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第11949号
Issue Date	2015-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/59923
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Kim_Youngmee_review.pdf (審査の要旨)

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：金　榮　美

主査　教授　権　錫永
審査委員　副査　教授　白木沢　旭児
副査　教授　村田　勝幸

学位論文題名
植民地朝鮮における「娯楽問題」に関する研究

本論文は植民地期朝鮮における「娯楽問題」の登場とその後の展開を、帝国日本という枠組みから考察するものである。

一般的に近代における「娯楽問題」は、社会の資本主義化の過程で生まれる「労働」の概念に関係する。資本主義は労働の時間というものを厳密に確定すると同時に、それとは明確に区別される「非労働の時間」＝余暇を発生させた。近代の「娯楽」とは、神聖な労働の時間から閉め出され、純粋に余暇の間に営まれ、労働力の維持に役立つべきものとして考えられていたものである。

従来の朝鮮の娯楽にかかわる研究では、日本統治下の伝統娯楽の抑圧と抵抗、断絶と変質、または「伝統」と「近代化」といった二項対立的な図式が用いられ、近代の「労働」と対をなす「娯楽」の概念を扱った研究は皆無で、本格的な検討はなされてこなかった。

こうした研究状況に対して申請者は、第一、朝鮮は一般的に「娯楽問題」の条件となる工業化・都市化があまり進んでいないにもかかわらず、植民地的特殊性によって「娯楽問題」が登場したこと、第二、それが 1930 年代からアジア・太平洋戦争期を通して様々な展開を見せたこと、について議論が必要であると論点を提示した。本論文は、日本内地における「娯楽問題」に注目しつつ、それとのかかわりの中で、上記の論点の解明に取り組んだ研究である。

本論文の当該領域における研究成果は以下の通りである。

本論文は、植民地期朝鮮の娯楽問題の台頭からその後の展開を論じた初めての研究である。論文の主な目的は朝鮮の娯楽問題の記述にあるが、その目的を達するための方法として、日本内地の問題についても詳細な考察を行い、両方において大きく貢献するところがあったと判断される。

具体的には第一に、娯楽問題の台頭について、（一）1920 年代までの日本内地を例として、資本主義の発達に伴う娯楽問題の典型を記述し、（二）資本主義が発達していなかった朝鮮に、特殊なかたちで娯楽問題が台頭したことを明らかにした。

第二に、朝鮮総督府が主導した農村振興運動の中で、地方ごとに娯楽奨励策が行われ、郷土娯楽や紙芝居が利用されたことを指摘した。これは、朝鮮の娯楽問題が、農村における勤労意欲や生産性の問題につながっていく過程の一端を示したものとして評価できる。

第三に、総力戦下の労働と娯楽の問題について、（一）日本内地でも朝鮮でも、娯楽が総力戦のために善用されるべきものとされていたこと、（二）しかしそれは、必ずしも戦時体制という特殊性に還元されるべきものではなく、近代的な「労働」を母体として発生した「娯楽」に内在する方向性でもあったことが明らかにされた。

第四に、朝鮮の郷土娯楽に関して、（一）総督府が朝鮮的なものとしての郷土娯楽に危機意識をもちつつも、それを積極的に発掘し、内容を一新して総力戦に役立てる政策をとったこと、（二)総督府・朝鮮知識人・大衆の三者間の複雑な緊張関係の中で、当時の代表的な郷土娯楽であった綱引が、「健全化」を前提に奨励されていったことを明らかにした。

ただ、課題もないわけではない。日本内地でも農村娯楽は重要だったし、また朝鮮でも工場労働者の娯楽問題がなかったとは限らず、この点では線引きが過ぎた嫌いがある。

しかし、このような問題点は、本論文が日本内地と朝鮮両方を分析するという、有効かつ大胆な方法に由来するものであり、上述の研究成果を損なうものではない。

以上の審査の結果、本審査委員会では、全員一致して、申請者・金榮美氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。